

Title	オスマンルルックとアルバニア人：「オスマン国民」理念の受容の問題をめぐって
Sub Title	Ottomanism and the Albanians : in the context of the problem of Ottoman and Albanian nationalism
Author	石丸, 由美(Ishimaru, Yumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.2/3 (2002. 6) ,p.73(209)- 91(227)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20020600-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オスマンルルツクとアルバニア人

——「オスマン国民」理念の受容の問題をめぐつて——

石丸由美

I 問題の所在

1. はじめに

オスマン主義（オスマンルルツク）について改めて説明する必要はないであろう。西洋の「ネーション（国民）」概念に基づく新たな帰属概念であり、それに基づき中央政府の権威の強化と「オスマン帝国の再統合」を図ろうとする公的な支配イデオロギーである。それはバルカンを中心としたナショナリズムの動きと領土喪失に対するオスマン朝支配エリートらの反応の一つとみなすこともできるし、アンダーソン流にいうなら、19世紀の地中海地域の君主らの間でみられた現象、つまり「憶測上の神聖性に拠っているのが難しくなった王権の正統性を支えるつかい棒として「国民的帰属」を利用しよう

とする流れ⁽¹⁾であり、そうした動きにオスマン帝国も例外ではなかつたともいいう。

伝統的イスラム帝国であつたオスマン朝において、ムスリムであれズインミーとしての非ムスリムであれ人々はそのアイデンティティの基盤を宗教におき、ムスリム優位下の社会システムをつくりあげていた。⁽²⁾こうした社会に19世紀來導入されたのが西洋の「ネーション（国民）」概念に基づく、オスマンル（オスマン国民）としての理念であり、宗教の別なく「同じ権利を持ち平等なオスマンル」という人々を創りだし、オスマン帝国への政治的帰属意識を生み出そうとするものであつた。

オスマン主義については国家および支配エリートらの公的な支配イデオロギーという観点で見た場合、ユスフ・アクチュラの有名な批判を見るまでもなく、その後

のオスマン帝国の解体という歴史の流れの中ではあまり積極的な研究者の関心を引くことはなかつたようと思われる。しかしながらその臣民に「オスマン国民」たることを期待する支配エリートらのメッセージは様々な政策、宣伝をおして何らかの形で社会に浸透したはずであり、結果、人々にそれまでとは異なる国家像、国民像を形成せしめることになつたのではと考えられる。

本稿は、以上のような視点に基づき、オスマン社会におけるこのオスマンル（オスマン国民）意識の受容の問題、あるいは意識の実体はいかなるものであつたか、そ

の“現実”的一端を明らかにしようと試みるものである。オスマンル意識の受容の一例として、フィロロギストであり言論人であり、さらにアルバニア人であるというエスニックな意識を持ち合わせていたシエムセッディン・サーミーのオスマンルの捉え方、別の言い方をすれば、彼のオスマンル像（オスマン国民像）、彼の国家像を、彼が新聞（『サバーフ』、『テルジュマーヌ・ハキカット』、『テルジュマーヌ・ハキカット』等を中心に行開した論説を読み解くことで探つていただきと思う。そこにはオスマン社会において「オスマンルルック」の受容が、決して一様ではなかつた現実が見て取れるようになつた。〔祖国〕すなわちオスマン帝国のあり様について、

われる。

オスマン帝国では先に述べた宗教に基盤をおく自己アイデンティティのほかに、特にエリート層らは国家に帰属するという意味での「オスマンル（オスマン人）」という意識も持ち合わせていたことは周知のとおりである。これを伝統的「オスマンル（オスマン人）」とするなら、新しい形での「オスマンル（オスマン国民）」といったものは19世紀ころから創出されていく。

2. オスマニ主義の限界

「オスマン国民」の理念が最初に公的に登場したのは一八三九年の改革勅令、ギュルハネの勅令からであるとされている。しかしそこで想定されるものは“ムスリム臣民”と“非ムスリム臣民”を別々の実体として認識する姿であり、決してそこから“一つのオスマン国民”という姿は見えてこない。⁽⁴⁾また当時の代表的知識人の一人であるナームク・ケマルの「オスマン国民」像を見た場合、ムスリムであることを重視する伝統的「オスマンル（オスマン人）」意識から脱却できない「オスマンル（オスマン国民）」像しか見えてこない。まず彼は自らの

「法において平等であり、利益においてお互い共有しているが、言語において、cinsiyet [民族]において、宗教においてそれぞれに異なるものらの集合体であるのが、我々の社会である」と、すなわち多様な住民によって構成されるオスマン社会といったものを認識する。そして cinsiyet や言語、宗教の違いは社会の統合にとって障害とはなりえないとし、

「cins [民族] や mezhab [宗派]において存在する違ひは vatan の分裂を引き起しえない。…また一つの州や県さえも見つける」とは出来ない、そのなかに一つの kavim 「民族」しか存在しないものなど…。」

つまり、多様な要素が入り乱れ混在するのであるから、そのなかの一つの要素だけがまとまり、離反することなどありえない。これらにはこのような多様性のおかげでオスマン帝国は世界で最も偉大な地位を手にすることが出来うると、楽観的な考えをしめす。しかしその為には条件があり、第一に住民の全員が法と自由を完全に享受する」と、第二に教育において全員に vatan の価値を知らせ、離反の危険性をしめすこと、そして第三に六〇〇年も続く社会に存在する有益な調和を感じさせること。この3つがなされるなら、新たなオスマン帝国が出現し

うるとする。⁽⁷⁾ そして vatan を愛することは人間にとつて最も素晴らしい徳であり、神聖なる任務であるから、この vatan という枠組みの中で、cins や mezheb を異にする人々も「オスマン国民」として共存できると考える。ここには「オスマン国民」を一つの実体として意識している姿が見受けられる。しかしケマルの心の中には別的一面もあったことはよく知られている。新井氏の指摘に

もあるように、彼はアルバニア人らの間に新しい文語を作り出す動きがあることに對し、「オスマン帝国から公用語たるトルコ語以外の全ての、言葉を駆逐する必要がある。…（トルコ語を）ギリシャ人や、ブルガリア人（非ムスリム）に普及させることは不可能でも、アルバニア人やラズ人、すなわちムスリムに普及することは可能なのである」と、非ムスリムの排除とも取れるようなそしてムスリム諸民族の一体化、すなわち「オスマン国民」の紐帶としてイスラムを重視し、それによる「オスマン国民」の均質化を考えていたともとれる発言をしているのである。⁽⁸⁾

つまり、この時期共通の祖国（オスマン帝国）とそこに忠誠を誓い、帰属意識をもつ国民（オスマンル）といふ器の概念ができるつも、国民＝オスマンルとして想定

されるものの実体はムスリム集団としてのそれであつたといわれている。⁽¹⁰⁾

3. オスマントルック（オスマント国民像）とシェムセツデイン・サーミー

「オスマント国民」の内実がムスリムに限定されつてあつたころ、別の形の「オスマント国民」像を描き、それに国家の運命と自らが帰属するエスニシティの存亡をかける人物が現れた。シェムセツデイン・サーミーである。

サーミーと彼のオスマント国民像について、以前別稿にて触れたことがある。重複する部分もあるがここで、簡単にまとめておきたいと思う。19世紀オスマント社会において、文学、思想、言語学界に於いて多大な功績を残し、特に文化的トルコナシヨナリズム運動の先駆者の人と数え上げられているサーミーは、アルバニア生まれのアルバニア人であり、文化的トルコナシヨナリズム運動同様に、文化的アルバニアナシヨナリズムにも深く関わった人物である。

一八五〇年アルバニアのエルギリ東部プレメディ近郊のフラシリ村で代々地方官吏を輩出する家に生まれた

彼は、両親を早くに亡くし、のちにアルバニア同盟の実質的指導者となる長兄アブドユルに率いられ他の兄弟とともにヤンヤへ移り、その地のギリシャ語学校で教育を受ける。一八七一年にイスタンブルへ上京し、役所勤めをする一方で、新オスマント人と呼ばれるグループと交流を図っていく。「祖国」「国民」といった概念はもとより、ヨーロッパの自由主義思想を、言論（新聞）を通してオスマント社会に広めようとし、立憲制確立を目指した運動をおこなつていた彼らと接触することで、あるいはサーミー自身が、いち早く「国民国家」を成立させたギリシャの文化的影響下にあつた地域で、ギリシャ語世界に接する形で育つたこと、「祖国」「国民」といった概念を身近なものに感じていたことは簡単に推測される。サーミーが明確に「祖国」「国民」といった概念に言及するのは、一八七六年頃からである。この時期対外的にボスニア・ヘルツェゴビナ問題を契機にセルビアとモンテネグロがオスマント帝国に宣戦布告した時期であり、国内的には帝国初の憲法が準備されていた時期である。一八七六年七月の『サバーフ』紙のなかの、ボスニア・ヘルツェゴビナ問題に介入するヨーロッパおよびセルビアを非難する記事で、サーミーは

「オスマンルラル（オスマン人）といつて私たちが意味するのは、宗教や民族性を区別せず、memalik-i Osmaniye（オスマン帝国領）の住民を意味する」⁽¹³⁾

と、数ヵ月後に帝国初の憲法第八条で述べられる「オスマンル」の規定とほぼ同じ考えを示す。そして“宗教”を口実に介入してくるヨーロッパ勢力に対し、「オスマン帝国の臣民らの間に宗教問題を生じさせているのはヨーロッパ人である」と「自分たちは宗教を超えたところで祖国たるオスマン帝国の権利を守るために団結し努力していること」等を述べる。

また同時期の『サバーフ』紙において、専制支配批判の論説を載せている。いわゆる、「自分たちは宗教を超えたところで祖国たるオスマン帝国の権利を守るために団結し努力していること」等を述べる。

つまり、この時期サーミーは「宗教の差異を超えたオスマン臣民」が「オスマンル＝オスマン国民」であり、それらが守るべきそして帰属意識をもつべきものとしての「祖国＝オスマン帝国」といった、政府の公式理念に違わないオスマン国民像を描いている。

このようなサーミーがより積極的に、国家と国民のあり方を論じたのが一八七八年の、ベルリン会議後のルメリ情勢とアルバニア問題をめぐる一連の言論活動においてである。

ボスニア・ヘルツェゴビナ問題、それに続く一八七七年の露土戦争の結果、多くのいわゆるバルカン諸国が独立し、オスマン帝国にとつては大きな領土喪失となり、バルカンの地図が大幅に書き換えられていった。

こうした帝国の危機、ルメリの危機に対し、ルメリ出身のサーミーが敏感に反応するのもうなづけることである。彼はミフランというアルメニア人が一八七八年に発行し、殆どの執筆をサーミーが担当した『テルジュマヌ・シャルク』紙（No.1-179、うちサーミーの手によるものNo.74-179）で、オスマン帝国の官僚政治批判を含め、今後ルメリがどうあるべきか、オスマン帝国はルメリをどう統治すべきかについて論じている。

彼はまずオスマン帝国にとつてのルメリの政治的重要性を強調する。ルメリはオスマン帝国が支配する諸州

II ルメリ情勢とサーミー——東方連邦体制

（heyet-i müctemie-i sarkiye）構想

(領域) の半分ほどを占め、アナドルや他の諸州にとつての防衛のための要塞であるという見方をする。ゆえにルメリが失われたら——イスタンブルがルメリ、アナドル双方に跨ることで——アナドルの一部も失われ、残つた地域も危険に晒されると主張する。言い方を替えるなら、オスマン帝国の存亡は残されているルメリ次第であるといふ。⁽¹⁷⁾

そしてそのルメリの地で展開される東方問題の本質を、ヨーロッパが唱えるところの「諸民族の自由」に名を借りた、ヨーロッパのルメリ分割、さらにはオスマン帝国の解体になると糾弾。そして現実問題としてルメリ各地で諸民族が独立の動きをみせ、さらにはすでに離反していき、その結果彼の言葉によれば「オスマン帝国の土台を枯らし始めている」と警告する。⁽¹⁸⁾

このような現状に対し、オスマン帝国はどのように対処してきたかといえば、要は「何もしてこなかつたと」。対外的には外国からの扇動を防御する方策をとらず、対内的には「諸民族のあいだに」不平不満の原因を作らなければ平等で正義からなる統治をも行なわなかつたといふ。そしてセリム3世、マフムート2世、タンジマートへと繋がるオスマン帝国の諸改革を不十分で失敗で

あつたと一刀両断する。特にギュルハネの勅令で始まるタンジマート改革に対しても、結果出されたいくつかの勅令そのものは「官僚支配の改革と我々の安寧をもたらしうる素晴らしい政策であった」と評価しながらも、官僚の怠慢さのため「絵に描いた餅」で終わつてしまつたのだと、痛烈な官僚批判を繰り広げる。そしてその結果生じたのが「ルメリ」諸民族の離反であるという。⁽¹⁹⁾

ヨーロッパが帝国分割の準備をすすめている今、早急なる改革が必要であると述べるサーミーは、政府が正しく正義の道を突き進むこと、知識や教育が広まること、農業、工業、商業が発展すること、つまり政治、教育、産業の改革を訴える。⁽²⁰⁾ そしてこの3つの改革のうち、より具体案を出しているのがルメリの政治的改革である。彼は言う

「[ルメリの] 諸民族の自由といつたものに、オスマン帝国が味方すべきであつた。東方(ルメリ)の諸民族が素晴らしい政治体制を確立し、平等なる自由を獲得するのに抵抗せず、そのために努力していたら、ヨーロッパはルメリの分割をあきらめただろうに」と。

ではサーミーのいう「諸民族の自由」とはいつたいどういった方法で具体化されるの

あらうか?まず、オスマン帝国の取るべき方策として

- ① ルメリをその住民の cinsiyet⁽²²⁾と同じくつかの地域に分け、自治区(idare-i muhtare)のようにする。
- ② 自治区の内政を彼らに任せて、自由と平等を保証する。

③ 軍隊をその住民から編成し、平和時にはそれぞれの故郷で asaker-i milli と云う形で在駐させる」と。

④ 州⁽²³⁾との法。

⑤ 住民から選出された議員による地方議会。

など、諸民族⁽²⁴⁾との連邦体制への可能性を述べる。⁽²²⁾先に東方問題と題した記事で、ヨーロッパ各地の新聞が「キリスト教徒の東方（ルメリ）をキリスト教徒に！」といつた論調で、すなわち「ムスリム対キリスト教徒」といった時代錯誤的な十字軍的発想での対立構造をもたらそうとしていると非難する際、「私たちはそのようなキリスト教徒の東方というものを知らない。私たちが知っている東方とは、すなわちルメリは様々な宗教と民族の東方である。この東方を誰に与えるべきだというのだ？」と述べ、ルメリに特定の宗教、民族に基づく政権など不可能であり、万が一にもそうしたもののが出来たな

オスマンルックとアルバニア人——「オスマン国民」理念の受容の問題をめぐって——

七九 (一一五)

らその政府の cinsiyet や宗教に属しない者は異端視され、間違ひなく中世くと逆戻りすると警告する。そして「宗教や cinsiyet の区別なく、東方の全ての住民に教育と文明を与えるべき」であり、「個々人の宗教と cinsiyet を尊重し、素晴らしい支配を確固たるものにすべき」であると述べる姿を見るに、ある程度の論理の矛盾を見出してしまう。先で唱えた cinsiyet⁽²³⁾との自治と、ノハで述べる、ルメリの宗教的民族的多様性を保つたままにしか維持しえない政治体制、この矛盾をどう考えればよいだろうか、サーミー個人の中の論理的矛盾と片付けていいのか。このことについては後に再び触れるとして、とまれルメリの諸民族に対しても「『諸民族の自由の確保』という大原則に基づくベルリン会議でさえ、その結果はルメリの半分をロシアに、半分をオーストリアの領地のようにしてしまっている。独立を獲得したワラキア・モルダビア、セルビア、モンテネグロ、ギリシャも今後独立を維持できるか疑問である」とし、ルメリが今後ヨーロッパ列強により再分割される可能性、さらにはいくつかの cinsiyet 喪失の危険性を示唆し、やえに、「東方の諸民族には〔列強の征服から〕守ってくれる庇護者が必要であり、やむには東方の諸民族の間に協同

と統一が必要である」という。⁽²⁵⁾

そしてその庇護者に最もふさわしいものこそオスマン帝國であるという。つまりオスマン帝國が上記の方策により、ルメリの諸民族に自由と平等を獲得させ、諸民族は独立と自由の権利の一部をオスマン帝國に奉げて帝國の庇護下にとどまる。そうすれば、諸民族は庇護者の為に命をもささげうるのだという。ここで彼が主張するのは諸民族の自立とオスマン帝国への政治的帰属の重要性である。

別の言い方をすれば、オスマン帰属下の自治区体制（自立）、あるいは連邦制こそがルメリにとられるべき政治体制であるという。そしてこの体制こそ彼が呼ぶところの東方連邦体制(*heyeti müctemiye-i sarkije*)である。⁽²⁶⁾こうした体制がオスマン帝国領ルメリに残っているアルバニア、マケドニアとテッサリアそしてトラキアに敷かることで、まず東ルメリ、ブルガリアがこの体制に加わることになり、ひいては独立を達成しているワラキア・モルダビア、セルビア、モンテネグロもオスマン帝國下にとどまりこの体制をともに作り上げることを希望し、さらにはギリシャさえもその独立を清算しこの体制に入る」とは疑いないとさえ言い切り、この連邦体制の層なる由²⁷アイデンティティを持ちえ、彼が言うところ

大いなる可能性を述べる。⁽²⁸⁾

つまり *cinsiyet* との自治を認める形で新たな体制をつくりえたなら、オスマン帝国の臣民をこれ以上離脱させないばかりか、この体制のもとでなら離脱した諸民族をも呼び戻しうると、あまりにも楽観的と思われる考え方を展開する。

ここで彼が強調するのは、*cinsiyet* という自然の境界⁽²⁹⁾により区分けされる住民、そして *cinsiyet* との自治であり、そして何よりも大切なのは、それぞれの *cinsiyet* を守るためににはオスマン帝国という枠組みの中で存続しなければならない（オスマン国民であらねばならない）ということである。そして先ほど指摘した論理の矛盾とも思える点の答えがここにあるように思える。つまりルメリにヨーロッパ主導で、そしてオスマン体制から政治的に完全に離脱する形で特定の民族や宗教（具体的にはキリスト教）に基づく政府ができれば、その政府が属する *cinsiyet* や宗教以外のものは異端視され、「中世への逆戻り」⁽³⁰⁾ の危険性をはらむが、諸民族の自治政府（行政的独立）とやらなる高次の統合政体であるオスマン帝国という体制が生み出されたなら人々は複数の、多层次なる由²⁷アイデンティティを持ちえ、彼が言うところ

の「cinsiyet」との自治（マイノリティとして他のcinsiyetを含みうる）も極端に排他的にならずに可能であると考えていたのではと推測するのは穿った見方であろうか。

とまれ、一連のルメリ情勢をめぐる論説の中で、国家への帰属とはどういうことを意識し、文化的帰属（民族）と政治的帰属（オスマン国民）を明確に区分けし、文化的帰属集団（民族）ごとの自治、その集合体たる國家（オスマン帝国）像を提唱するサーミーが、国家に充当されるべき国民（オスマンル）についても新たな像を描いていたことは想像に難くない。

III アルバニア人とオスマン帝国

オスマン帝国ルメリ領の喪失と外国勢力の拡大といったルメリ危機は、オスマン帝国臣民（オスマンル）たるサーミーにとって帝国の存亡にも関わる重大な問題であつたと同時に、アルバニア人たるサーミーにとつても別の意味で重大な問題となつていった。サンステファノ条約においてアルバニアの北部地域をモンテネグロとセルビアに割譲することが決定され、ブルガリアに対してはアルバニア人が多数住むマケドニアが割譲されること

オスマンルとアルバニア人——「オスマン国民」理念の受容の問題をめぐって——

八一 (一一七)

になつていただけである。そしてその条約改定のためのベルリン会議においてモンテネグロの要求が認められ、さらにアルバニア南部地域エピルスの割譲がギリシャによって要求されることになり、アルバニア分割の危機が訪れる事になった。

こうしたなかアルバニアの地ではアルバニア同盟（あるいはプリズレン同盟）が結成され、「アルバニア分割反対およびアルバニア改革」を求め、ベルリン会議へそしてオスマン政府へと働きかけを行なつていつた。サーミー自身も長兄アブドュルがこの同盟の実質的指導者であつたこともあつてか、運動そのものには関わらなかつたものの、イスタンブルの地で同盟支援とも言うべき活動を、言論を通して行なつてている。

具体的には、まずアルバニア同盟の活動がオスマン帝国からの政治的独立を図ろうとするものであるという非難に対する反論という形であらわれてくる。⁽³²⁾

1. アルバニア人の位置付け

彼はまずアルバニア同盟擁護のために、アルバニアとオスマン帝国に対する思いを二つのvatan（祖国）という形で述べる。彼はまず人間にとつてvatan（祖国）や

cinsiyet (民族) より重要なものはないと述べ、その vatan は一つに分けることができ、すなわち vatan-1 umumi (共通な祖国＝オスマン帝国) と vatan-1 hususi-vatan (個人的な故郷＝アルバニア) であり、双方とも大切な vatan であるが、後者のほうへより強い愛着を持つものだという。⁽³³⁾ しかしだからといって彼自身を含めアルバニア同盟の活動が、非難せれてくるようない帝国からの離反をもくろむものではないことを、そしてオスマン政府への同盟の要求を正確に伝えようとする。

彼によると、同盟の要求は次の3つから成り立つ。⁽³⁴⁾ ま

① アルバニアが一つの州にまとまる。

彼はまずオスマン政府が州制度を施行する際、帝国全体の利益を考えなかつたばかりか、アルバニア人の利益をも考えずにアルバニア（アルバニア人が住む土地）を分割する形で州の線引きをしたと非難する。その結果、アルバニア西部はセラーニキ州の一部となりブルガリア語の影響下にあり、アルバニア

北部はコソボ州の一部となりセルビア語の影響下に、やがて南部はテルハラ県と一つにされヤンヤ州の一部となりギリシャ語の影響下におかれてしまつてい

ると。またベルリン会議でもアルバニアに残つた土地がブルガリア、ギリシャなどへ分割されかねないと警告する。これはアルバニアの消滅の危機であるとともに、アルバニア人の消滅の危機でもある。ゆえにアルバニア人の望みはセラーニキ州、コソボ州、ヤンヤ州のうちアルバニア人が住む県をイシユコドラ州と一つにして、アルバニア人の州をつくることにある。

② アルバニアによる軍隊の結成

それまでルメリのムスリムが被つた慘禍から子孫を守るため、またアルバニアを周りの敵に対峙できるような状態にするために必要である。

③ 教育を広めること（アルバニア語での教育）

スラブ人らとギリシャ人らはアルバニアの地にスラブ語、ギリシャ語の学校を開いている（アルバニア人をスラブ化、ギリシャ化するため）。ゆえにこれらの影響力をそぐために教育を広めることが必要である。

これこそが、アルバニア同盟のオスマン政府への代表団派遣の真意であり、自治 (idare-i muhtare) を望むためのものではないとはつきりと肯定してゐる。そして

もつと早くハのアルバニア人の主張が国家によつて実行されていたならルメリの喪失は防げたはずであるとも述べる。⁽³⁵⁾

加えてアルバニア人の“民族的主張”ともとれるこれらの要求は、オスマン帝国と対立するためのものではなく（具体的には帝国の分裂を引き起こすためではなく）、周りの敵（具体的にはスラブ主義とギリシャ主義）に対するしうるための方策であると位置付ける。アルバニア人の主張はアルバニア (*vatan-ı hususi*) とアルバニア *cinsiyet* を救おうとするものだが、アルバニアガルメリに存在しつづける」とでオスマン帝国 (*vatan-ı umumi*) はルメリに存続しえるのであるから、最終的にはオスマン帝国の安寧を求めてのこと (*vatan* のためのもの) であるとの論理を展開する。そしてオスマン帝国に対しては、ギリシャ、スラブの野望に対しアルバニアの味方をし、守り、それをヨーロッパに認識させることは、帝国のルメリにおける将来を確実なものにするための最良の方法であるという。⁽³⁶⁾

オスマン帝国にとつてのアルバニアの重要性を力説し、さらには「共通の敵に対し最後まで抵抗するため」とも述べているハとからも分かるように、ハハにみられるの

はオスマン帝国との対立ではなく、ある意味では同等の立場での協調であり、一体化なのである。

ではその一体化をもたらす絆は何かといふと、彼が自分たちアルバニア人とオスマン帝国との関係を「宗教と祖国の同胞 (*din ve vatan kardesleri*)」と表現することからも分かるように一つには祖国を共有するという思いである。それはアルバニア人のオスマン史への貢献という形で述べられている。

「オスマン史に目を向けてみると、以下のことが分かるだろう。帝国のヨーロッパ、アジア、アフリカの最も辺境な地にアルバニア人の血がそそがれ、はるか国境地帯には無数のアルバニア人の骨が埋まっているのだ。帝国の国境と宗教をアチエまで広めたスイナン・パシャや、帝国を避け難い衰退から救い再生させたキヨプリュリュ家の人々がいた。…アルバニア人はあらゆるところに自分たちの血が刷り込まれている偉大なオスマン帝国から分離したいと願つているというのか…」⁽³⁷⁾

とは何ら矛盾するものでもなく、アルバニア人は自分たちの利益を国家の利益と一体化させて考へると訴える。⁽⁴⁰⁾ 続いてもう一つの絆はムスリムであるということ。彼の言葉をかりるなら、「アルバニア人の2／3はムスリムであり、イスラムの偉大なカリフの地から離れようなどと思つてない」と。

このようなアルバニア人が帝国から分離するはずはないとして、アルバニア人らはオスマン帝国の臣民たる立場を失わぬために、その *cinsiyet* を認めてもらいたいのだし、キリスト教徒のアルバニア人らも同じ願いを持つていると述べた上で、これらアルバニア人の一連の行動はオスマン帝国のためのものであり、アルバニア人の忠誠心の賜物であり、国家に有益な警告なのであるとしアルバニア同盟への批判をかわしている。

2.『テルジュマーヌ・ハキカツ』紙(以下THと表記)⁽⁴¹⁾

からの反論

アルバニア人らの“民族的主張”がオスマン帝国のため、あるいはオスマン体制維持のため欠くべからざるものであるというサーミーの主張に対し、一連の論争を掲載していたTH紙から、それを疑問視する意見が出され

る。TH紙はまず

「アルバニア人らの願いは単にアルバニア人としてのものと言うより、ムスリムとしてまた特にオスマンルルツク(オスマン人として)の情熱から生じ、⁽⁴²⁾ :オスマンルルツクの範囲内でその(アルバニア人の)文明と進歩を確実なものにするためのものであ

と理解するとしたうえで、このような請願は国家とともに考えその目的を実現すべきだと非難する。そして「ムスリム臣民と非ムスリム臣民の法的平等」の下、帝国の一体化を図ろうとする憲法の理念を持ち出し、

「憲法はオスマンルルツク(オスマン国民たること)を“一つの存在”としている。イスタンブルでさえ特例を設けられていないのに、アルバニアという社会の為に特別な方策が採られるのはいかがなものか?」⁽⁴³⁾

さらには、アルバニアにこのような特例をみとめたなら、クルディスタン、ラズイスタン、アラビスタンからも同様な要求が出され、地域的な分裂が生じかねないと危惧する。これはサーミーの唱える分権的志向への危惧であり、不信感であり伝統的「オスマン人」の限界とも

見受けられる。そしてアルバニアの状況に対しては、國家の指導者が帝国全体の問題として考えるべきであり、アルバニアが単独で防御にあたることなど認められないことし、帝国のある地域で防御が必要なら、帝国全体で防御するのだと。

そして最後に、TH紙は以下のような形で彼らのオスマンルック論を展開する。

「私たちの願いは、あきらかにアルバニアとかアラビスタンとかクルディスタンが存在する形で、あるいはアルバニア人とかアラブ人、クルド人といった社会が意識されるような形で、オスmaniエ（オスマン帝国）の進歩と安寧を生じさせるのではなく、ひとまとまりのオスマン・ハルク（⁽⁴⁷⁾オスマンの人々）が全体で進歩を手にすることにある」

内実はなんであれ、オスマンルックの一元化を主張するTH紙に対し、サーミーは同じ憲法の原則をたてに反論を加えていく。

3. サーミーの「オスマン国民」像再考

先に、アルバニア人とオスマン帝国との一体化を主張
オスマンルックとアルバニア人——「オスマン国民」理念の受容の問題をめぐつて——

するサーミーについて述べたが、その延長線上で今度は、自分たちアルバニア人はこの憲法の規定した権利を享受しうる“オスマン国民”であることを述べる。

「もしアルバニア人がこの憲法の規定を超えたものを見たはずだ。：：アルバニア人はオスマン朝の全体的利益に含まれ、その全体的利益の一部であるいといえたはずだ。：：アルバニア人はオスマン朝の全体的利益に含まれ、その全体的利益の一部であるので…」の憲法を喜んで受け入れた⁽⁴⁸⁾

そしてアルバニア人が一つの州を形成することを要求するのは「憲法に違反することでもなく、超法規的などでもなく：：他のオスマン akvam 「諸民族」が手にすることのない特権を要求するのでもなく」憲法に合致した権利である。またアルバニア人がアルバニア語での教育が認められるよう望んでいるのも、「憲法が akvam ve ecnes-i Osmaniye 「オスマン諸民族」のうち、どの民族でも自らの言語を書き、読む自由があることを述べている」のであるから、それも獲得しうる「オスマン国民」としての権利であるという。もともと支配エリートにより作り上げられた「オスマン国民」とはあくまで諸宗教の別なく平等な国民であり、民族の別なくではなかつ

た（ムスリム臣民と異教徒臣民の平等が目指されるのであり、そのなかに民族的な概念は殆どなかった）。つまりサーミーはここで為政者の「オスマン国民」の言説を「諸民族の平等からなるオスマン国民」といったものに読み替えて、アルバニア人の主張の正当性を唱えていく。ここでのサーミーはアルバニア人の権利と平等を主張するのであり、それはオスマン社会に対し“民族的主張”を声高に訴えるというより、“オスマン国民”としての同等の権利を得るための主張であることが伺える。

IV 結びにかえて

新たな国家統合の原理としてオスマン社会に導入された「オスマン国民」理念は、国家が個人を中心集權的に「国民」として一元化するものであり、それまで宗教的、文化的自立を享受していたオスマン社会に少なからず影響を与えていった。⁽⁵⁰⁾

支配エリート層（国家の政策に決定権を持つ人々）らは、セリム・デリンギル氏の最近の研究にあるように「オスマン国民」の概念の曖昧さを利用し、ある意味で恣意的に定義をムスリムに限定し、イスラムを国家の正統性のための接着剤にすることで（例えばアルバニア人、

クルド人らの子弟を、イスラムを強調しながら教化し帝国に忠誠を誓わせ、結果帝国内のムスリムの均質化をはかる）、帝国の一體化を図つていったことが明らかにされている。⁽⁵¹⁾また、オスマン社会の文化のありように関わりをもちうる知識人らは、伝統的「オスマンル」意識から脱却できず、文化的帰属意識と政治的帰属意識が曖昧なまま、新たな「オスマン国民」像においてもその内実をムスリムに求めるのであり、結局のところ「オスマン国民」の一元化を志向する姿が見て取れる。

そして中央からの「オスマン国民」化という政治的・文化的一元化の波とバルカンでの一民族一国家という流れのその狭間で、第三の道を模索していくのがシェムセデイン・サーミーであるといえる。サーミーの場合、まず個人の文化的帰属意識（エスニックなもの）と政治的帰属意識（国民たること）を明確に区分けし、国家のありかたにおいても、また「オスマン国民」をも諸民族の、様々な特性をもつ集団の集合体と明確に定義し、意識しているのがわかる。そしてそれら諸集団がある意味で平等的な立場で存在するのがオスマンルルツクであるということ。つまり非常に多元的な「オスマン国民像」を描いていたのだと理解できよう。そしてサーミーが多元的

共存の可能性をより具体的に想像していたことは、彼（より正確には彼が設立したイスタンブル協会）⁽⁵²⁾がアルバニア人の教育を、二つの言語で、すなわち公的な仕事につきたいと思つてゐるには resmi な言語（オスマン語）で、農民、職人ら民衆には milli な言語すなわちアルバニア語で行なおうとしていたことからも窺い知れる。つまり各 milli 集団のエリートらがオスマン語を学び将来的にはオスマン帝国の支配者層に加わり、民衆レベルでは母語を学ぶことにより啓蒙とエスニックなアイデンティティ保持が可能となり、結果真の意味でのオスマン帝国の諸要素の統合と共存が可能になると考えていたのではないか。

こうした彼の「オスマン国民像」が、オスマン社会に受け入れられるためには、「オスマン人たるアルバニア人」と相対化しうる別の民族集団が必要となつてくる。そこで彼が意識したのが、彼の言葉によるなら「国家（オスマン帝国）が本来属する、そしてスルタン王家、殆どの大官、官僚が帰属する」トルコ人なのである。⁽⁵³⁾ 彼はアルバニア人とその vatan アルバニアという構図をもちだし、その vatan (-i hususi) への愛着をのべたが、トルコ人にとっての vatan (-i hususi) もあるはず

オスマンルルックとアルバニア人——「オスマン国民」理念の受容の問題をめぐって——

八七 (1111)

で、それこそアナトリアであるという。彼が言つてゐる。アナトリアは全域がトルコ人により住まわれている、そして純粹なトルコの地 (Türk memleketi) なのである⁽⁵⁵⁾。

しかし現在その住民の貧困や無知さは大変ひどく、國家から忘れ去られた存在となつていて。ゆえにこの地への改革も必要であると説く。そしてその改革によつて住民は安寧を得ることになり、ひいてはオスマン帝国全体の安寧へと繋がると、アルバニアで述べたものと同じ論理を展開していく。

結局のところ、多元的で多様な個性が、その個性を保つたまま集合した「オスマン帝国」あるいは「オスマン国民」像を夢に見たオスマン・アルバニア人サーミーにとって、一八八〇年代以降オスマン社会での文筆活動において文化的トルコナショナリズムの運動を展開していく意味合いがあらためて再確認できたようだ。

繰り返すが、彼にとって重要なのは「オスマン・トルコ人」を作り出すことであり、それは対等な立場の「オスマン・アルバニア人」を生み出すことにもつながり、最終的に理想とする多元的「オスマン国民」の出現となり

うるからであつた。

一八八〇年代以降、サーミーはアルバニア社会に対しても文化的アルバニアナショナリズムの運動を展開して行くことなるが、それについての論考は別の機会に委ねたハと思う。

註

- (9) 新井政美、前掲論文。および新井政美『トルコ近現代史』みすず書房、1100年。八二八一頁。

(10) ハの背景にはブルノン会議後ルメリのキリスト教徒地域を事実上喪失してしまつた」とも関係していくとの指摘もある。新井政美、前掲書一一回頁。

(11) 拙稿「言葉とアイデノティティ・ムセッティン・サーマーのアイデンティティ化をめぐる」『日本中東学会年報』第15号、1100年、1104-1111頁。

(12) Semseddin Sami, *Kamus-i a'lam*, 6 vols., İstanbul, 1888-1898. Fraser の頃(vol. 5, p.3305), Abdül bey の頃(vol.4, p.3113)を参照。

(13) *Sabah*, No.121, H.1293 cemaziyül'ahir 22 (1876 temmuz 2).

(14) ibid.

(15) *Sabah*, No.126, H.1293 cemaziyül'ahir 28 (1876 temmuz 8).

(16) Agah Sirri LEVEND, *Semseddin Sami*, Ankara, 1969. p61.

(17) 'Yine Rumeli', *Tercüman-i şark*, No.96, 1878 temmuz 22.

(18) 'Rumeli', *Tercüman-i şark*, No.169, 1878 teşrin-i evvel 11.

(19) ibid.

(20) 'İstikbalımız', *Tercüman-i şark*, No.167, 1878 teşrin-i evvel 9.

(21) 'Rumeli', *Tercüman-i şark*, No.169, 1878 teşrin-i evvel 9.

(6) Namık Kemal, 'Vatan', *Ibret*, No.121, 1873 mart 22. \Rightarrow Mehmet KAPLAN, inci ENGINÜN, Birol EMİL haz. op. cit. pp.222-227.

(7) ibid.

(8) ibid.

11.

- オスマン政府の連邦制に対する考へは一八六七年のアリ・パシヤの連邦制に対する発言——すなわち「自治という形は言ふ換えれば帝国からの分離である。やがてやくそして広範に広まる感染から帝国を救うのは不可能である」——から窺ふ知る由がどうぞ。オスマントルコ帝国の連邦案について Roderic DAVISON, 'Nationalism as an Ottoman Problem and the Ottoman Response', *Nationalism in a Non-National State*, Columbus, 1977. pp.49-51.
- (22) ibid.
- (23) 'Mesle-i şarkiye', *Tercüman-i şark*, No.75, 1878 hazırlan 10.
- (24) 'Rumeli', *Tercüman-i şark*, No.169, 1878 tesrin-i evvel 11.
- (25) ibid.
- (26) ibid.
- (27) ibid., 'İzah', *Tercüman-i şark*, No.172, 1878 tesrin-i evvel 14.
- (28) ibid. オスマン帝國の連邦論は 'İzah', *Tercüman-i şark*, No.172, 1878 tesrin-i evvel 14 におこりも展開され てゐる。Cinsiyet による分割構想について、彼は具体的には一八六八年クレタ島に施行された体制（クレタでは幾つかの行政地区に分ける際、その住民の宗教的多数派の中から長を選出するなどして）を導入すべしと いふ。クレタに施行された体制については Düstür I, H.1289. pp.652-687.
- よりついでオスマントルコ帝国における連邦制の可能性を述べる場合、いれこそが最もしかしたる帝国維持に何らかの効果をもたらしたかもしけないところ指摘はある。事実一八六〇年代から七〇年代にかけての連邦制への提案がなされてはたし、一九〇〇年代に入つてもプリンス・サバクラティンを中心とした分権派により連邦制の提案がだれでいる。しかし諸民族が分離離反していく時代において、連邦案は政府にとても大きな賭けである。
- (29) 'Mesle-i şarkiye', *Tercüman-i şark*, No.75, 1919 haziran 10.
- (30) 'Mesle-i şarkiye', *Tercüman-i şark*, No.75, 1919 haziran 10.
- (31) ムカルバニア同盟（アラビア・ハリフ）。一八七八年六月 10 日、アルバニア各地がムカルバニア人リーダーひが集まりアラビアで初の統一命令を開く。ムカルバニアスリム 38 人、キリスト教徒 5 人からなる。Suleyman KURCE, *Osmanni Tarihinde Arnavutluk*, Izmir, 1944. p. 249.
- (32) ムカルバニア問題をめぐる連邦論『ムカルバニア・ベキカット』紙を中心とした 1878 年 kanun-i evvel 由から kanun-i sani 由にかけてなれど、
- (33) 'Muhabirr efendiye', *Tercüman-i hakikat*, No. 150, 1878, kanun-i evvel 24.
- (34) ibid., 'Arnavutlugun amali', *Tercüman-i hakikat*, No.159, 1878 kanun-i sani 3. ～ 関田 おもねにて ムカルバニア同盟の歴史の詳解として *Tercüman-i şark*, No.148. 1848 eylül

15. もの参照。

- (35) 'Arnavutluğun amali', *Tercüman-ı hakikat*, No.159, 1878
kanun-ı sani 3.
- (36) 'Arnavutluk', *Tercüman-ı hakikat*, No. 168, 1878 kanun-ı
sani 14.
- (37) 'Muhammarrir efendiyə', *Tercüman-ı hakikat*, No. 150, 1878
kanun-ı evvel 24.
- (38) *Tercüman-ı hakikat*, No.150, 159, 167, 168 もの参照
参照。
- (39) 'Muhammarrir efendiyə', *Tercüman-ı hakikat*, No.150, 1878
kanun-ı evvel 24.
- (40) 'Arnavutluğun amali', *Tercüman-ı hakikat*, No. 159, 1878
kanun-ı sani 3.
- (41) 'Arnavutluk', *Tercüman-ı hakikat*, No. 168, 1878 kanun-ı
sani 14.
- (42) ibid.
- (43) 『トルコ・マーケ・ハキカット』紙。トマス・マッカーリーによると、1878年6月17日より発行された田字紙。
検閲の強化など、短命な新聞が多かった、アブデュルハメド二世期における最も長い期間発行された新聞の一つ。
「あれも意味で田字界に大きな影響をもたらした新聞である」
〔Musufata Nihat ÖZÖN, *Edebiyat ve Tercüme Sözlüğü*
İstanbul, 1954. p.271〕 もの参照。
- (44) 'Arnavutların müstedayati', *Tercüman-ı hakikat*, No.
163, 1878 kanun-ı sani 8.
- (45) ibid.
- (46) 連邦制に対する反対の反応も参考。
- (47) 'Arnavutların müstedayati', *Tercüman-ı hakikat*, No. 163,
1878 kanun-ı sani 8.
- (48) 'Arnavutluk', *Tercüman-ı hakikat*, No. 168, 1878 kanun-ı
sani 14.
- (49) ibid.
- (50) 國此種の導入後の社会の変化について Kemal H. KAR-
PAT, 'Millets and Nationality' *Christians and Jews in the
Ottoman Empire*, London, 1982. 参照。
- (51) Selim DERİNGİL, *The Well-Protected Domains*, London,
1998. 第二章、第三章参照。
- (52) ベルトナム協会。アルバニア語での出版名称は
Shoqëri e të shtypurit shkronja shqip (アルバニア文字書
記協会)。アルバニア語の普及、具体的にはアルバニア語
での出版を第一の目的として1879年にイスタンブルで結成。
イスタンブル協会については別
稿にて論述する予定である。
- (53) 'Arnavutlukta hizmet-i maarif', *Tercüman-ı hakikat*, No.
609, 1880 haziran 23.
- (54) 'Anadolu', *Tercüman-ı şark*, No. 98, 1878 temmuz 24.
- (55) ibid. 1878年の発言にて、ヤーマンの数年後によ
るロ人の故郷としてアナトリアを越えた中央アジアを想
定する発言をする。この時期あくまでオスマントルコ人國境線を
意識してこたむかわふれやキーで、国境といふ概念

組みをこえていくこの心的変化は何によつてもたらされたのか、たとえばオスマン帝国の中のアルバニア人の位置づけの問題やアルバニア同盟（具体的にはイスタンブル協会）の活動と何らかの関わりがあるのか、今後検討の課題としたい。

(56) *ibid.*